

神石郡神石高原町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月十六日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第三十二号

神石郡神石高原町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

神石郡神石高原町の管理職員等の範囲を定める規則（平成十七年広島県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表町長部局の項中「課長」を「理事 課長 室長」に改め、同表中

「出納室

室長

」に

会計管理者部局

課長

」に

改め、同表教育委員会事務局の項中「課長」を「教育次長 課長 調整監」に改め、同表小学校の項及び中学校の項中「教頭」を「教頭 事務長」に改め、同表に次のように加える。

農業委員会事務局

事務局長

別表備考1中「神石高原町課設置条例」を「神石高原町行政組織条例」に、「機関」を「機関及び理事により構成される機関」に改め、同表備考に次のように加える。

3 この表中「会計管理者部局」とは、会計管理者及び会計課により構成される機関をいう。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。